○　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十六条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条、第二条及び第七条において同じ。）に規定する内閣府令で定める書類は半期報告書（法第二十四条の五第一項（同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいい、法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項に規定する訂正報告書を含む。）とし、法第二十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（財務諸表等規則第二百二十八条において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（連結財務諸表規則第二百十四条において準用する場合を含む。	（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条の十七第一項第十一号（財務諸表等規則第二百二十八条において準用する場合を含む。）及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第十五条の十二第一項第十二号（連結財務諸表規則第二百十四条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の注記を除く。）とする。

）に掲げる事項の注記を除く。）とする。

［一～十五　略］

（監査証明に相当すると認められる証明）

第一条の二　法第二十六条の三第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。）から外国会社等財務書類（同法第三十四条の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。）について同法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の三　第一条各号に規定する書類を提出する会社（財務諸表等規則第一条第一項第一号に規定する指定法人を含む。以下同じ。）が法第二十六条の三第一項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号

［一～十五　同上］

（監査証明に相当すると認められる証明）

第一条の二　法第百九十三条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。）から外国会社等財務書類（同法第三十四条の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。）について同法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第一条の三　第一条各号に規定する書類を提出する会社（財務諸表等規則第一条第一項に規定する指定法人を含む。以下同じ。）が法第百九十三条の二第一項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、当該書類に係る承認申請書を当該書類を提出すべき財務局長等（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）第二十条（第三項を除く。）又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局

）第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）

第二条　法第二十六条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表をいう。次項において同じ。）の法第二十六条の三第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。

［一～六　略］

２　法第二十六条の三第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

［一～九　略］

（監査概要書等の提出）

第五条　公認会計士又は監査法人は、法第二十六条の三第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき

長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。）に提出しなければならない。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係）

第二条　法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等（連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表をいう。次項において同じ。）の法第百九十三条の二第一項の監査証明（以下「監査証明」という。）に関する場合に限る。

［一～六　同上］

２　法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に関する場合に限る。

［一～九　同上］

（監査概要書等の提出）

第五条　公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査、中間監査又

報告又は資料の一部として、監査、中間監査又は期中レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

［2・3　略］

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する概要書とする。

（法令違反等事実の通知）

第七条　監査証明を行うに当たり特定発行者（法第二十六条の三第一項に規定する特定発行者をいう。第九条第一項第二号において同じ。）における法令違反等事実（法第二十六条の四十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第九条第一項第三号において同じ。）に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を書面又は次条に定める方法により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第二十六条の四十一第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に

は期中レビュー（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

［2・3　同上］

（監査証明に関する書類の財務局長等の受理）

第五条の二　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項に規定する概要書とする。

（法令違反等事実の通知）

第七条　監査証明を行うに当たり特定発行者（法第百九十三条の二第一項に規定する特定発行者をいう。第九条第一項第二号において同じ。）における法令違反等事実（法第百九十三条の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。）を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を書面又は次条に定める方法により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者（法第百九十三条の三第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者）に対して通知しなければならない。

対して通知しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条　法第二十六条の四十一第一項から第三項まで（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

（意見の申出の手続）

第九条　法第二十六条の四十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　法第二十六条の四十一第一項の規定による通知を行つた日

四　［略］

五　意見の内容（法第二十六条の四十一第二項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項及び同項第二号（同条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の別に記載すること。）

2　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条　法第百九十三条の三各項に規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

（意見の申出の手続）

第九条　法第百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第百九十三条の三第一項の規定による通知を行つた日

四　［同上］

五　意見の内容（法第百九十三条の三第二項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

2　［同上］

（財務諸表等の監査証明に関する権限の関東財務局長への委任） 第十条　金融商品取引法施行令第三十九条第一項各号に掲げる権限（財務諸表等の監査証明に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	（財務諸表等の監査証明に関する権限の関東財務局長への委任） 第十条　金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務諸表等の監査証明に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	